

令和元年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書  
令和元年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書  
概要説明

令和2年10月

三重県監査委員

# 令和元年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

## 概要説明

令和元年度の企業庁関係の決算審査につきましては、去る9月9日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要（意見書 1頁）

審査の対象は、企業庁が経営する令和元年度の三重県水道事業、工業用水道事業及び電気事業の3事業会計です。

決算の審査は、知事から提出された決算書類の内容について、

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- ④ 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

#### 1 審査の結果（意見書 2頁）

「審査の結果」につきましては、三重県企業庁が経営している水道事業、工業用水道事業、電気事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、企業庁会計規程に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

## 2 審査の意見（意見書 2 頁）

### (1) 計画的な施設改良の推進等について（意見書 2 頁）

水道事業及び工業用水道事業においては、（平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする）三重県企業庁経営計画、水道施設改良計画及び工業用水道施設改良計画により、東日本大震災後の耐震基準等による主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を実施しています。

また、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況や平成 30 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策」等を踏まえ、令和元年度から、浸水対策等の検討に向けて、現状調査に着手しています。

今後も引き続き、経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化及び老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の強化に向けて着実に取り組まれたい、と意見しています。

### (2) R D F 焼却・発電事業の円滑な終了等について（意見書 2 頁）

平成 30 年 7 月 19 日の三重県 R D F 運営協議会総会で、R D F 製造団体は、令和元年 9 月を軸に三重ごみ 固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること等が決議されました。これを受け、三重ごみ 固形燃料発電所での R D F の焼却・発電は、令和元年 9 月 17 日をもって終了し、同年 12 月 21 日付で電気事業法における「三重ごみ 固形燃料発電所」を廃止しました。

今後は、関係部局等と協議・調整のうえ、関係市町と連携して、施設の撤去、セーフティーネットの運用、R D F 処理委託料の清算など、引き続き円滑な事業終了に向けて取り組まれたい、と意見しています。

また、R D F 焼却・発電事業の総括については、平成 28 年 3 月に「R D F 焼却・発電事業のこれまでの総括」として中間的な総括を行っていますが、今後は、関係部局と連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も踏まえ、改めて事業の最終的な総括に向けた取組を進められたい、と意見しています。

# 令和元年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

## 概要説明

令和元年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月9日付で、知事あてに意見書を提出しましたので、企業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

### 第1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和元年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

### 第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、水道事業、工業用水道事業及び電気事業の3事業について、いずれも適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和元年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書及び令和元年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。